

白根巨摩中学校部活動の方針について

部活動の方針策定の趣旨

中学校で行われる部活動は、学校教育の一環として行われ、目的意識を持って仲間と競い、励まし合う中で、体力や技能の向上を図るとともに、公正さや規律を尊ぶ態度を学ぶ貴重な場です。また、異年齢との協同活動を通して社会性や公共性を身につけるなど、生徒が心身ともに健やかに成長していくうえで、とても教育的な意義のある活動でもあります。

しかし、社会の変化とともに、部活動を取り巻く状況が変化しており、適切な部活動の実施を図るため、平成30年3月、スポーツ庁からガイドラインが示され、これを受けて山梨県教育委員会、南アルプス市教育委員会によりガイドラインが定められました。

白根巨摩中学校では、これらのガイドラインに則り、生徒の心身の健全な成長という観点にたち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じて適切な形で実施できるよう、部活動の方針を定めます。保護者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

部活動の方針

1 適切な指導の実施

- ① 顧問は、担当部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、生徒の目標が達成できるように留意する。
- ② 顧問は、部活動の指導において、生徒の安全・安心の確保を徹底する。
- ③ 顧問は、指導計画を明確にし、事前に生徒・保護者に伝える。

2 適切な休養日等の設定

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日に少なくとも1日を休養日とする。ただし、大会参加等のため土曜日、日曜日ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。(大会後の平日が望ましい)
- ② 「きずなの日」は休養日とする。また、生徒の学習時間が確保できるよう、定期試験等の前には一定期間、部活動休養日を設ける。
- ③ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(原則として、学校閉庁日に部活動は行わない)
- ④ 活動時間については、国や県のガイドラインを参考に、生徒の実態や活動内容に即して、生徒にとって過重な負担にならないようにする。

(平成30年4月策定、令和5年4月確認)